

## 添付書類チェックリスト

添付書類	例	提出
伐採する森林の位置及び区域を示した図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図…伐採の対象となる森林の位置を確認できる図面</li> <li>・区域図…森林計画図、航空写真等に伐採する森林の区域の外縁を明示した図面</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
届出者を証明する書類 (伐採を行う者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、それぞれが書類を添付)	<p><b>【法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書</li> <li>・法人番号を記した書類</li> <li>・法人の名称及び所在が分かる書類 等</li> <li>・法人の代理として窓口に来た者とその法人との関係を証明する書類(社員証、委任状等)</li> </ul> <p><b>【法人でない団体の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の規約</li> <li>・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 (規約等を定めていない場合は、代表者が個人として届出を行ったものとします。)</li> </ul> <p><b>【個人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票</li> <li>・個人番号カード(表面のみ)</li> <li>・運転免許証</li> <li>・保険証等の写し 等</li> </ul>	伐採者 <input type="checkbox"/>  造林者 <input type="checkbox"/>
他の法令の許認可等を証明する書類 (必要な場合のみ)	伐採の対象となる森林の伐採が他の行政庁の許認可等の処分を必要とする場合には当該処分の申請状況を記載した書類(国定公園内の立木伐採許可等)  (既に処分があった場合はその証明書又は許認可の写し)	<input type="checkbox"/>
対象となる森林の土地の登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記事項証明書</li> <li>・土地の売買契約書</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・贈与契約書</li> <li>・固定資産税納税通知書</li> <li>・伐採後の造林に係る受託契約書</li> <li>・土地の賃貸借契約書 等</li> </ul> (伐採後の造林について権原を有することを証明する書類)	<input type="checkbox"/>
届出者が伐採の対象となる土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有していることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立木の登記事項証明書</li> <li>・立木売買契約書</li> <li>・遺産分割協議書</li> <li>・贈与契約書</li> <li>・伐採に係る同意書</li> <li>・伐採に係る受託契約書 等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

伐採の対象となる森林に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証明する書類(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界確認に立ち会ったものの氏名や確認日時等の確認の状況を記載した書類</li> <li>・隣接土地所有者が境界確認に立ち会った際の写真</li> <li>・隣接する森林の境界に係る既存の資料の確認等の取組状況を説明した書類 等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
その他市長が必要と認める書類(必要な場合のみ)	・地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書等	<input type="checkbox"/>

※次のいずれかに該当することが確認できる場合は隣接する森林との境界確認を行ったことを証明する書類の添付の省略が認められます。

ただし、届出者が過去3年間に伐採に係る指導、勧告又は命令を受けていた場合は添付の省略は認められません。

添付の省略が可能な場合	具体例	該当
隣接する土地との境界に接していないことが明らかな場合	・路網の敷設や施設保守のため、線状又は単木的な伐採を行う。	<input type="checkbox"/>
地形、建物その他の土地の範囲を明示する適切なものにより届出の対象となる森林の土地と隣接する森林の土地の境界が明らかな場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷や尾根等の地形や道路や柵などの地物により境界が判断できる。</li> <li>・地籍調査済みで境界杭が存在する。 (境界杭の位置を区域図に明示してください。)</li> <li>・明認方法や林相により境界が明確になっている。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
届出の対象となる土地に隣接する土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合	・伐採開始までに境界確認を行うことを明らかにした誓約書等がある。(誓約書等の写しを提出してください。)	<input type="checkbox"/>